

こどもの医療費助成制度改善を求める意見書

沖縄県におけるこどもの医療費無料化は、全国水準の後追いを続けてきました。厚生労働省の平成 28 年 4 月 1 日時点の調査によると、全国の市町村では通院無料で中学校卒業以上 1387 自治体となり約 80%に達しています。これまで市町村がこどもの医療費無料化を現物給付（窓口負担なし）で拡大した場合、国民健康保険の補助金を減額するという罰則が存在しました。平成 28 年 12 月の沖縄県社会保障推進協議会による「子どもの医療費助成への「罰則」廃止と国の制度化を求める陳情書」においては、本市を含め県下 20 の市町村議会で意見書が採択されております。こうした声に対応し、政府は「就学前に限り」現物給付に対する罰則を廃止しておりますが、全廃には至りませんでした。

「現物給付」の実現は全国的に歩みが確かであり、平成 25 年 3 月の沖縄県議会においても、沖縄県社会保障推進協議会より提出された「入院に続き、通院も中学卒業まで無料とする県の助成に関する請願」が全会一致で採択されております。こうした県議会の決議の趣旨は「全員無料化」であり、「一部負担」「所得制限」「償還払い」などはその趣旨に反するものと考えますが、沖縄県の平成 29 年 4 月に発表した「こどもの医療費助成」見直し構想では「外来窓口負担を中学卒業まで無料化」としたものの、「現物給付は非課税世帯に限る」「中間層は一部負担一日千円、6 歳まで償還払い」「高所得層は助成の対象としない」と 3 段階に区別されていることから、本市議会は、沖縄県の構想に対して、次の点から懸念を示し、見直しを要請いたします。

- ①応能負担の原則は、税や保険料の段階で課されるべきであり、どの子ども公平に扱われるべきである。
- ②所得の段階で差別することになれば、どのような区分けをしようと境界層が生じ、わずかな差で大きな差別となってしまう。とりわけ非課税世帯の少し上の世帯は、生活が苦しい世帯であり、考慮すべきである。
- ③実務は煩雑となり、行政や診療現場での混乱を生じさせる。
- ④所得制限なし等で先行実施している市町村の事業を後退させかねないものである。

こうした要請とあわせて、「こどもの医療を受ける権利を保障し、心身共に健康に子どもたちが成長できるよう支援する」国の制度化を求めつつ、全国に広がる動きに遅れるのではなく子育てナンバーワンの沖縄県を実現するために、以下の点について実施されることを要望します。

記

- ①国に対して、こども医療費無料制度の創設を求めること
- ②平成 25 年県議会決議の精神にしたがい、国の制度ができるまで、沖縄県において、こども医療費助成制度の改善にとりくみ、「中学校卒業まで」「所得制限なし」「現物給付」での完全無料化を通院でも実現すること

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 29 年 9 月 27 日
沖縄県豊見城市議会

あて先 沖縄県知事